

改正	昭和五〇年 三月二八日規則第二四号	昭和五四年 三月三〇日規則第三〇号
	昭和六二年 三月二四日規則第七号	平成 八年 三月二九日規則第二一号
	平成一二年 三月三一日規則第四九号	平成一五年 三月一八日規則第二〇号
	平成一七年 三月二九日規則第五七号	平成一七年 九月二七日規則第一六八号
	平成二〇年 三月二八日規則第四四号	平成二〇年 八月二九日規則第七八号
	平成二三年 四月一五日規則第四一号	平成二五年 三月二九日規則第二四号
	平成二七年 三月三一日規則第二九号	平成二八年 三月二九日規則第三八号
	平成三〇年一〇月二六日規則第五六号	令和 元年 六月二八日規則第三号
	令和 元年一二月 三日規則第二一号	

埼玉県立自然公園条例施行規則をここに公布する。

埼玉県立自然公園条例施行規則

目次

- 第一章 公園事業（第一条―第十二条）
- 第二章 保護（第十三条―第十九条）
- 第三章 風景地保護協定及び公園管理団体（第二十条―第二十三条）
- 第四章 雑則（第二十四条）

附則

第一章 公園事業

（公園事業となる施設の種類）

第一条 埼玉県立自然公園条例（昭和三十三年埼玉県条例第十五号。以下「条例」という。）第二条第三号に規定する規則で定める施設は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 道路及び橋
- 二 広場及び園地
- 三 宿舎及び避難小屋
- 四 休憩所、展望施設及び案内所
- 五 野営場、運動場、水泳場、舟遊場、釣魚場、スキー場、スケート場及び乗馬施設
- 六 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設及び昇降機
- 七 運輸施設（主として埼玉県立自然公園（以下「自然公園」という。）の区域内において路線を定めて旅客を運送する自動車、鉄道又は索道による運送施設及び主として自然公園の区域内において路線を定めて設けられる道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第八項の一般自動車道をいう。以下同じ。）
- 八 給水施設、排水施設、医療救急施設、公衆浴場、公衆便所及び汚物処理施設
- 九 博物館、植物園、動物園、水族館、博物展示施設及び野外劇場
- 十 植生復元施設及び動物繁殖施設
- 十一 砂防施設及び防火施設
- 十二 自然再生施設（損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減するための施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものをいう。）

一部改正〔平成一二年規則四九号・一五年二〇号〕

（規則で定める公共団体）

第二条 条例第八条第二項に規定する規則で定める公共団体は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に定める一部事務組合とする。

（公園事業の執行の同意又は認可）

第三条 条例第八条第二項の同意又は同条第三項の認可は、公園施設ごとに同意を得、又は認可を受けるものとする。

全部改正〔平成二三年規則四一号〕

(公園事業の執行の同意又は認可の申請)

第四条 条例第八条第四項の規定による執行の同意又は認可の申請は、様式第一号の県立自然公園事業執行同意(認可)申請書を知事に提出して行うものとする。

2 条例第八条第四項第六号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 公園施設の構造(運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)

二 第一条第一号から第九号までに掲げる公園施設にあつては、その施設の供用開始の予定年月日

三 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

3 条例第八条第五項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるもの(運輸施設に関する公園事業にあつては第六号、第七号及び第十号に掲げる書類、国等が執行する公園施設に関する公園事業にあつては第一号、第二号、第六号、第七号及び第十一号に掲げる書類を除く。)とする。

一 個人にあつては、住民票の写し

二 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

三 公園施設の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図

四 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真

五 公園施設の規模及び構造(運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)を明らかにした縮尺千分の一以上の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺千分の一以上の配置図

六 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

七 事業資金を調達することができることを証する書類

八 第一条第三号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるもの(以下「分譲型ホテル等」という。)については、当該仕組み及び当該事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

九 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一以上の図面

十 工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書

十一 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類

十二 公園事業の執行に関し土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の規定により土地又は権利を収用し又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書

全部改正〔平成二三年規則四一号〕、一部改正〔令和元年規則二一号〕

(変更の同意又は認可を要しない軽微な変更)

第五条 条例第八条第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 条例第八条第四項第一号に掲げる事項

二 公園施設の管理又は経営を委託する場合にあつては、受託者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

三 公園施設の供用期間が通年でない場合にあつては、その供用期間

四 公園施設の占用又は使用に対し料金を徴収する場合にあつては、その標準的な額

五 前条第二項第二号及び第三号に掲げる事項

全部改正〔平成二三年規則四一号〕

(公園事業の内容の変更の同意又は認可の申請)

第六条 条例第八条第七項の規定による変更の同意又は認可の申請は、様式第一号の二の県立自然公園事業の内容の変更の同意(認可)申請書を知事に提出して行うものとする。

2 条例第八条第八項において準用する同条第五項に規定する規則で定める書類は、第四条第三項第三号及び第四号に掲げる書類のほか、変更に係る同項各号に掲げる書類(同項第三号及び第四号に掲げるものを除く。)とする。

全部改正〔平成二三年規則四一号〕

(変更の同意又は認可を要しない軽微な変更の届出)

第七条 条例第八条第九項の規定による届出は、様式第一号の三の県立自然公園事業の内容の軽微な変更届を知事に提出して行うものとする。

全部改正〔平成二三年規則四一号〕

(承継の同意又は承認の申請)

第八条 条例第八条の三第一項の規定による承継の同意を得ようとする者又は承認を受けようとする者は、様式第一号の四の法人の合併(分割)による県立自然公園事業の承継同意(承認)申請書を知事に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、国等が執行する公園施設に関する公園事業にあつては、第四条第三項第三号及び第四号に掲げる書類を添付すれば足りる。

一 合併法人等の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

二 第四条第三項第三号、第四号及び第十一号に掲げる書類

三 合併契約書及び合併により消滅した公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書

3 条例第八条の三第二項の規定による相続の承認の申請は、様式第一号の五の相続による県立自然公園事業の承継申請書を知事に提出して行うものとする。

4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 第四条第三項第一号、第三号、第四号及び第十一号に掲げる書類

二 被相続人との続柄を証する書類

三 相続人が二人以上ある場合にあつては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類

全部改正〔平成二三年規則四一号〕、一部改正〔令和元年規則二一号〕

(公園事業の休廃止の届出)

第九条 条例第八条の四の規定による届出は、公園事業を休止し、又は廃止しようとする日の一月前までに、様式第一号の六の県立自然公園事業の休止(廃止)届を知事に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、第四条第三項第三号及び第四号に掲げる書類を添付するものとする。

全部改正〔平成二三年規則四一号〕

(同意又は認可の失効の届出)

第十条 条例第八条の五第二項の規定による届出は、様式第一号の七の県立自然公園事業の執行同意(認可)失効届を知事に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 第四条第三項第三号及び第四号に掲げる書類

二 他の法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたことその他その効力が失われたことを証する書類

全部改正〔平成二三年規則四一号〕

第十一条及び第十二条 削除

〔平成二三年規則四一号〕

第二章 保護

(特別地域の区分)

第十三条 自然公園に関する公園計画のうち、保護のための規制に関する計画を定めるに当たっては、特別地域を次の各号のいずれかに掲げる地域に区分するものとする。

一 第一種特別地域(特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であつて、現在の景観を極力保護することが必要な地域をいう。)

二 第二種特別地域(第一種特別地域及び第三種特別地域以外の地域であつて、特に農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域をいう。)

三 第三種特別地域(特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であつて、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域をいう。)

追加〔昭和五〇年規則二四号〕

(特別地域内における行為の許可申請)

第十四条 条例第十二条第三項の規定による知事の許可を受けようとする者は、別表第一に定める申

請書に同表添付図面等の欄に掲げる図面等を添えて所轄の環境管理事務所長に提出しなければならない。

2 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が一ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が二キロメートル以上若しくはその幅員が十メートル以上となる計画になっている道路の新築（条例の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあっては、前項の申請書には、別表第一添付図面等の欄に掲げる図面等のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

- 一 当該行為の場所及びその周辺の植生及び動物相その他の風致又は景観の状況及びその特質
- 二 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用
- 三 当該行為が風致又は景観に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置
- 四 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあっては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致又は景観の保護の観点から比較した結果

3 環境管理事務所長は、第一項に規定する申請書の提出があつた場合において、申請に係る行為が当該行為の場所又はその周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認めるときは、申請者に対し、前項各号に掲げる事項を記載した書類の提出を求めることができる。

一部改正〔昭和五〇年規則二四号・五四年三〇号・六二年七号・平成一二年四九号・一五年二〇号・二〇年四四号〕

（許可基準）

第十四条の二 条例第十二条第四項の規則で定める基準は、別表第一の二に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- 一 申請に係る地域の自然的、社会経済的条件から判断して、当該行為による風致又は景観の維持上の支障を軽減するため必要な措置が講じられていると認められるものであること。
- 二 申請に係る場所又はその周辺の風致又は景観の維持に著しい支障を及ぼす特別な事由があると認められるものでないこと。
- 三 申請に係る行為の当然の帰結として予測され、かつ、その行為と密接不可分な関係にあることが明らかな行為について条例第十二条第三項の規定による許可の申請があつた場合に、当該申請に対して不許可の処分がされることとなることが確実と認められるものでないこと。

追加〔平成一五年規則二〇号〕、一部改正〔平成一七年規則五七号〕

（土地所有者等との協議）

第十四条の三 知事は、条例第十二条第三項第十二号の区域の指定に当たっては、その区域内の土地について所有権、地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下この条において「土地所有者等」という。）の財産権を尊重し、土地所有者等と協議するものとする。

追加〔平成一五年規則二〇号〕

（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）

第十五条 条例第十二条第八項第三号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 溝、井せき、とい、水車、風車、農業用又は林業用水槽等を新築し、改築し、又は増築すること。
- 二 門、生垣、その高さが三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三十平方メートル以下であるきん舎等を新築し、改築し、又は増築すること。
- 三 社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯籠、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。
- 四 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にある炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること。
- 五 条例第十二条第三項の許可を受けた行為又はこの条の各号に掲げる行為を行うために必要な工事用の仮工作物（宿舍を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること。
- 六 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第二項に規定する河川管理施設（樹林帯を除く。）、砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備、森林法（昭和二十六

年法律第二百四十九号)第四十一条第一項又は第三項の規定により行う保安施設事業に係る施設、地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二条第三項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和三十四年法律第五十七号)第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。

七 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道若しくは同条第五号に規定する都市下水路を改築し、又は増築すること。

八 航空保安施設、自記雨量計その他気象、地象若しくは水象の観測に必要な施設又は鉄道若しくは軌道のプラットホーム(上家を含む。)を改築し、又は増築すること。

九 信号機、防護柵、土留擁壁その他鉄道、軌道又は自動車道の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、若しくは増築すること(信号機にあつては、新築を含む。)

十 文化財保護法(昭和三十五年法律第二百四十四号)第百十五条第一項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設を新築し、改築し、又は増築すること及び埼玉県文化財保護条例(昭和三十年埼玉県条例第四十六号)第三十三条の規定により県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設を新築し、改築し、又は増築すること。

十一 道路の舗装及び道路の勾配緩和、線形改良その他道路の改築で、その現状に著しい変更を及ぼさないもの

十二 宅地又は道路に送水管、ガス管、電線等を埋設すること。

十三 巢箱、給餌台、給水台等を設置すること。

十四 測量法(昭和三十四年法律第百八十八号)第十条第一項に規定する測量標を設置すること。

十四の二 境界標(不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第七十七条第一項第九号に規定する境界標をいう。)を設置すること。

十四の三 受信用アンテナ(テレビジョン放送の用に供するものに限る。)を設置すること。

十四の四 電波法(昭和三十五年法律第百三十一号)第二条第四号に規定する無線設備を改築し、又は増築すること(増築する場合にあつては、当該増築に係る無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが附帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。)

十四の五 既存の電線、電話線又は通信ケーブルを、径の変更にあつては変更後の径の長さにかかわらず、径以外の変更にあつては既存の規模を超えない範囲で張り替えること(色彩の変更を伴わないものに限る。)

十四の六 電柱に附帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。

十四の七 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。

十四の八 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等(以下この条において「認定保護増殖事業等」という。)の実施のために必要な工作物を設置すること。

十四の九 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設(その高さが三メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆が通行し、又は集合する場所から二十メートル以上離れているものに限る。)を新築し、改築し、若しくは増築すること。

十四の十 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第二条第一項に規定する特定外来生物(以下この条において「特定外来生物」という。)の防除の目的でカメラを設置すること。

十五 宅地の木竹を伐採すること。

十六 自家用のために木竹を択伐(塊状択伐を除く。)すること。

十七 桑、茶、桐、果樹その他農業用に栽培した木竹を伐採すること。

十八 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。

十九 森林の保育又は電線路の維持のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。

二十 牧野改良のために、いばら、かん木等を除去すること。

二十の二 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

二十の三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

- 二十の四 宅地の木竹を損傷すること。
- 二十の五 自家用のために木竹を損傷すること。
- 二十の六 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 二十の七 農業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 二十の八 漁業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 二十の九 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。
- 二十の十 病虫害の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 二十の十一 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 二十の十二 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 二十の十三 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 二十の十四 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を損傷すること。
- 二十の十五 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第二十八条の第二項の規定により県が実施する保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。
- 二十の十六 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 二十の十七 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。
- 二十の十八 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 二十の十九 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行うものを含む。）。
- 二十の二十 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 二十一 宅地内の土石を採取すること。
- 二十二 土地の形状を変更するおそれのない範囲内で、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 二十三 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にある地域で、鉱物の掘採のため試すいを行うこと。
- 二十四 宅地又は田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 二十五 特別地域が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することによつて、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 二十六 耕作の事業に伴う汚水又は廃水を排出すること。
- 二十七 森林施業に伴う汚水又は廃水を排出すること。
- 二十八 養魚の事業に伴う汚水又は廃水を排出すること。
- 二十九 宅地内で行う家畜の飼育に伴う汚水又は廃水を排出すること。
- 三十 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十一条第二項に規定する尿（し）尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。）から汚水又は廃水を排出すること。
- 三十一 住宅から汚水又は廃水を排出（し尿の排水を除く。）すること。
- 三十二 河川法第三条第二項に規定する河川管理施設、砂防法第一条に規定する砂防設備、森林法第四十一条第一項又は第三項の規定により行う保安施設事業に係る施設、地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設から汚水又は廃水を排出すること。

- 三十三 下水道法第二条第三号に規定する公共下水道若しくは同条第四号に規定する流域下水道へ汚水若しくは廃水を排出すること又はこれらの施設から汚水若しくは廃水を排出すること。
- 三十四 地表から二・五メートル以下の高さで、広告物その他これに類する物を建築物の壁面に掲出し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
- 三十五 法令の規定により又は保安の目的で、広告物に類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告に類するものを工作物等に表示すること。
- 三十六 鉄道若しくは軌道の駅舎又は自動車による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識、料金表又は運送約款若しくはこれに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。
- 三十七 森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖のための標識を掲出し、又は設置すること。
- 三十七の二 認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。
- 三十七の三 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。
- 三十七の四 一・五メートル以下の高さで、かつ、十平方メートル以下の面積で物を集積し、又は貯蔵すること。
- 三十七の五 耕作の事業に伴う物の集積又は貯蔵で明らかに風致の維持に支障のないもの
- 三十七の六 森林の整備又は木材の生産に伴い発生する根株、伐採木又は枝条を森林内に集積し、又は貯蔵すること。
- 三十七の七 木材の加工又は流通の事業に伴い発生する木くずを集積し、又は貯蔵すること。
- 三十七の八 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- 三十七の九 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理又は維持のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- 三十七の十 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- 三十七の十一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- 三十八 宅地内にある植物で、条例第十二条第三項第十号の規定により知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。
- 三十八の二 絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る植物であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を採取し、又は損傷すること。
- 三十八の二の二 認定保護増殖事業等の実施のために条例第十二条第三項第十号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は損傷すること。
- 三十八の二の三 農業を営むために条例第十二条第三項第十一号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。
- 三十八の二の四 森林の整備及び保全を図るために条例第十二条第三項第十一号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。
- 三十八の二の五 知事が指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること（条例第十二条第三項第十一号に掲げる行為に該当するものを除く。次号及び第三十八号の二の七において同じ。）。
- 三十八の二の六 宅地内に木竹を植栽すること。
- 三十八の二の七 桑、茶、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。
- 三十八の二の八 ねずみ族、昆虫等であつて有害なものを捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。
- 三十八の二の九 認定保護増殖事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
- 三十八の二の十 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定によ

る環境大臣の許可に係る動物であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

三十八の二の十一 埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例（平成十二年埼玉県条例第十一号）第十四条第一項の規定による知事の許可に係る特定県内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等を行うこと。

三十八の三 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定による知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

三十八の三の二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項の規定により県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

三十八の三の三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

三十八の四 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はそれらの卵を採取すること。

三十八の五 魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。

三十八の五の二 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第十二条第三項第十三号の知事が指定するものに限る。以下この条において同じ。）を放つこと。

三十八の五の三 認定保護増殖事業等の実施のために動物を放つこと。

三十八の五の四 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

三十八の五の五 人の生命、身体若しくは財産に危害を加え、又は自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を放つことであつて、次に掲げるもの。

イ 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

ロ 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

三十八の五の六 家畜を係留放牧すること（条例第十二条第三項第十三号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

三十八の六 農業を営むために立ち入ること。

三十八の七 森林の保護管理のために立ち入ること。

三十八の八 林道の整備に当たつて必要な事前調査のために立ち入ること。

三十八の九 森林法第二十五条若しくは第二十五条の二に規定する保安林、同法第二十九条若しくは第三十条の二に規定する保安林予定森林、同法第四十一条に規定する保安施設地区若しくは同法第四十四条に規定する保安施設地区予定森林の管理若しくはその指定を目的とする調査又は同法第四十一条第一項又は第三項に規定する保安施設事業の実施に当たつて必要な事前調査のために立ち入ること。

三十八の十 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために立ち入ること。

三十八の十一 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために立ち入ること。

三十八の十二 地すべり等防止法第二条第四項に規定する地すべり防止工事の実施に当たつて必要な事前調査又は同法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために立ち入ること。

三十八の十三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために立ち入ること。

三十八の十四 文化財保護法第百九条第一項に規定する史跡名勝天然記念物又は埼玉県文化財保護

条例第三十一条第一項に規定する県指定史跡名勝天然記念物の管理又は復旧のために立ち入ること。

三十八の十五 測量法第三条の規定による測量のために立ち入ること。

三十八の十六 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地における行為を行うために立ち入ること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。

三十八の十七 条例第十二条第三項第十五号の規定により知事が指定する区域内に存する施設の維持管理を行うために立ち入ること。

三十八の十八 条例第十二条第三項第十五号の規定により知事が指定する区域の隣接地において、同項の許可を受けた行為又はこの条の各号に規定する行為を行うため、やむを得ず通過する目的で立ち入ること。

三十八の十九 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する行為を行うために立ち入ること。

三十八の二十 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために立ち入ること。

三十九 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること。

四十 前各号に掲げるもののほか、工作物等を修繕するために必要な行為

四十一 森林施業のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

四十二 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

四十三 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

四十四 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

四十五 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

四十六 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項第一号に規定する土地改良施設の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

四十七 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務その他これらに類する業務を行うために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

四十八 前各号に掲げる行為に附帯する行為

一部改正〔昭和五〇年規則二四号・六二年七号・平成一二年四九号・一五年二〇号・一七年五七号・一六八号・二三年四一号・二五年二四号・二七年二九号・三〇年五六号〕

（特別地域内における行為の届出）

第十六条 条例第十二条第五項、第六項又は第七項の規定による届出は、別表第二に定める届出書に同表添附図面等の欄に掲げる図面等を添えて行うものとする。

一部改正〔昭和五〇年規則二四号・平成一五年二〇号〕

（普通地域内における行為の届出）

第十七条 条例第十四条第一項の規定による届出は、別表第三に定める届出書に同表添附図面等の欄に掲げる図面等を添えて行うものとする。

一部改正〔昭和五〇年規則二四号・平成一五年二〇号〕

（工作物の基準）

第十八条 条例第十四条第一項第一号に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる工作物につ

きそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 建築物 高さ十三メートル又は延べ面積（建築基準法施行令第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。以下同じ。）千平方メートル
- 二 送水管 長さ七十メートル
- 三 鉄塔 高さ三十メートル
- 四 ダム 高さ二十メートル
- 五 鋼索鉄道 延長七十メートル
- 六 索道 傾斜亘長六百メートル又は起点と終点の高低差二百メートル
- 七 別荘地の用に供する道路 幅員二メートル
- 八 遊戯施設（建築物を除く。） 高さ十三メートル又は水平投影面積千平方メートル
- 九 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和千平方メートル

一部改正〔昭和五〇年規則二四号・平成一五年二〇号・二〇年四四号・二八年三八号〕

（普通地域内における届出を要しない行為）

第十九条 条例第十四条第七項第三号に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 第十五条第一号から第十四号の十まで、第二十二号から第二十五号まで、第三十四号から第三十七号の三まで又は第三十九号若しくは第四十号に掲げる行為
- 二 農業、林業、漁業若しくは鉱業の用に供する索道又は鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第四十七条第二号に規定する特殊索道のうち滑走式のを新築し、改築し、又は増築すること。
- 三 宅地内の池沼等を埋め立てること。
- 四 土地改良法第二条第二項各号に掲げる土地改良事業（同項第四号に掲げるものを除く。）として池沼等を埋め立てること。
- 五 宅地内の鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 六 露天掘りでない方法により、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 七 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであつて面積が二百平方メートルを超えず、かつ、高さが五メートルを超える法（のり）を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- 八 宅地内の土地の形状を変更すること。
- 九 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形状を変更すること。
- 十 文化財保護法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形状を変更すること。
- 十一 土地の開墾その他農業又は林業を営むために土地の形状を変更すること。
- 十二 土地の形状を変更することであつて面積が二百平方メートルを超えず、かつ、高さが五メートルを超える法（のり）を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- 十三 前条各号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形状を変更すること。
- 十四 漁業生産基盤の整備又は開発のための行為
- 十五 前各号に掲げる行為に附帯する行為

一部改正〔昭和五〇年規則二四号・平成一二年四九号・一五年二〇号・一七年一六八号・三〇年五六号・令和元年二一号〕

第三章 風景地保護協定及び公園管理団体

追加〔平成一五年規則二〇号〕

（風景地保護協定の基準）

第二十条 条例第十九条第三項第三号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 風景地保護協定区域は、その境界が明確に定められていること。
- 二 風景地保護協定区域は、現に耕作の目的又は耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的（以下この号において「耕作の目的等」という。）に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的等に供されないと見込まれる農用地以外の農用地を含まないこと。

三 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項は、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、木竹の本数の調整、整枝、火入れ、草刈り、植栽、病害虫の防除、植生の保全又は復元、歩道等施設の維持又は補修その他これらに類する事項で、自然の風景地の保護に関連して必要とされるものであること。

四 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備に関する事項は、植生の保全又は復元のための施設、巣箱、管理用通路、さくその他これらに類する施設の整備に関する事項で、自然の風景地の適正な保護に資するものであること。

五 風景地保護協定の有効期間は、五年以上二十年以下であること。

六 風景地保護協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものでないこと。

七 風景地保護協定は、関係法令及び関係条例に基づく計画と整合性のとれたものであること。

八 風景地保護協定は、河川法及び同法の関係法令の規定に基づく公共用物の管理に特段の支障が生じるものでないこと。

追加〔平成一五年規則二〇号〕

(風景地保護協定の公告)

第二十一条 条例第二十条第一項(条例第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

一 風景地保護協定の名称

二 風景地保護協定区域

三 風景地保護協定の有効期間

四 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法

五 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設

六 風景地保護協定の縦覧場所

追加〔平成一五年規則二〇号〕

(風景地保護協定の締結の公告)

第二十二条 前条の規定は、条例第二十二条(条例第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による公告について準用する。

追加〔平成一五年規則二〇号〕

(公園管理団体の指定基準)

第二十三条 条例第二十五条第一項の規定による公園管理団体の指定は、次の各号に適合していると認められるものについて行うものとする。

一 自然の風景地の保護とその適正な利用の推進を目的とするものであること。

二 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第二十六条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有するものであること。

三 十分な活動実績を有していることその他条例第二十六条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。

四 営利を目的としない団体であることその他条例第二十六条各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

追加〔平成一五年規則二〇号〕

第四章 雑則

一部改正〔平成一五年規則二〇号〕

(証明書の様式)

第二十四条 条例第十六条第四項、第十八条第三項、第三十三条第四項又はこの規則第八条第二項の規定により当該職員の携帯する証明書の様式は、様式第四号のとおりとする。

一部改正〔昭和五〇年規則二四号・平成一五年二〇号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十年三月二十八日規則第二十四号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に埼玉県立自然公園条例（昭和三十三年埼玉県条例第十五号）第十一条第一項の規定により、公園計画に基づいて、特別地域を指定する告示（昭和四十年埼玉県告示第三百二十六号、昭和四十一年埼玉県告示第五百五十三号、昭和四十六年埼玉県告示第八百八十三号、昭和四十八年埼玉県告示第六百六十六号及び昭和四十九年埼玉県告示第千五百八十七号）に定めるところにより縦覧に供された当該特別地域を表示した図面に第一種特別地域、第二種特別地域又は第三種特別地域として区分されている区域は、それぞれこの規則による改正後の埼玉県立自然公園条例施行規則第十三条の規定により区分された第一種特別地域、第二種特別地域又は第三種特別地域とみなす。

附 則（昭和五十四年三月三十日規則第三十号）

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十二年三月二十四日規則第七号）

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（平成八年三月二十九日規則第二十一号）

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月三十一日規則第四十九号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月十八日規則第二十号）

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日から平成十五年四月十五日までの間における改正後の第十五条第三十八号の三の規定の適用については、同号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第九条第一項」とあるのは、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十二条第一項」とする。

附 則（平成十七年三月二十九日規則第五十七号）

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

2 改正後の別表第一の二第一号の規定は、この規則の施行の日以後にされる許可の申請について適用し、同日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成十七年九月二十七日規則第百六十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十八日規則第四十四号）

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

2 改正前の埼玉県立自然公園条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十年八月二十九日規則第七十八号）

この規則は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成二十三年四月十五日規則第四十一号）

1 この規則は、平成二十三年七月一日から施行する。

2 改正前の埼玉県立自然公園条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十五年三月二十九日規則第二十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年三月三十一日規則第二十九号）

この規則は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十九日規則第三十八号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年五月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第一の二第一号の規定は、この規則の施行の日以後にされる許可の申請について適用し、同日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

3 平成二十八年六月三十日までの間に新築、改築又は増築に着手される太陽光発電施設については、改正後の第十八条第九号の規定は、適用しない。

附 則（平成三十年十月二十六日規則第五十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月二十八日規則第三号）

1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和元年十二月三日規則第二十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1（第14条関係）

番号	許可を受けようとする行為の種類	申請書の名称	様式	添付図面等
1	条例第12条第3項第1号に掲げる行為	工作物の新（改・増）築許可申請書	第1号の8	1 行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図 2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概要図及び天然色写真 3 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、断面図及び構造図 4 工作物として図示された部分に当該工作物に施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル値（日本産業規格Z8721で定める色相、明度及び彩度の三属性による色の表示をいう。以下同じ。）が記載された縮尺100分の1以上の全ての立面を表示した立面図 5 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面
2	条例第12条第3項第2号に掲げる行為	木竹の伐採許可申請書	第1号の9	1 行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図 2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真並びに行為の施行方法の表示に必要な図面
3	条例第12条第3項第3号に掲げる行為	木竹の損傷許可申請書	第1号の10	行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図及び行為の施行方法の表示に必要な図面
4	条例第12条第3項第4号に掲げる行為	鉱物の堀採（土石の採取）許可申請	第1号の11	1 行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図

		書		<ul style="list-style-type: none"> 2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真 3 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図及び断面図 4 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面
5	条例第12条第3項第5号に掲げる行為	水位（水量）増減行為許可申請書	第1号の12	<ul style="list-style-type: none"> 1 行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図 2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真並びに行為の施行方法の表示に必要な図面
6	条例第12条第3項第6号に掲げる行為	広告物の設置等許可申請書	第1号の13	<ul style="list-style-type: none"> 1 行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図 2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真 3 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
7	条例第12条第3項第7号に掲げる行為	物の集積等許可申請書	第1号の14	<ul style="list-style-type: none"> 1 行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図 2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真 3 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図及び立面図 4 行為に伴い行われる遮蔽の方法等を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面
8	条例第12条第3項第8号に掲げる行為	水面の埋立て（干拓）許可申請書	第1号の15	<ul style="list-style-type: none"> 1 行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図 2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真 3 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図及び断面図

				4 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面
9	条例第12条第3項第9号に掲げる行為	土地の形状変更許可申請書	第1号の16	同上
10	条例第12条第3項第10号に掲げる行為	高山植物等の採取許可申請書	第1号の17	行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図及び行為の施行方法の表示に必要な図面
11	条例第12条第3項第11号に掲げる行為	植物の植栽(播(は)種)許可申請書	第1号の18	1 行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図 2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真 3 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図その他行為の施行方法の表示に必要な図面
12	条例第12条第3項第12号に掲げる行為	指定動物の捕獲等許可申請書	第1号の19	行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図及び行為の施行方法の表示に必要な図面
13	条例第12条第3項第13号に掲げる行為	動物の放出許可申請書	第1号の20	1 行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図 2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真その他行為の施行方法の表示に必要な図面
14	条例第12条第3項第14号に掲げる行為	工作物の色彩変更許可申請書	第1号の21	1 行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図 2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真 3 工作物として図示された部分に当該工作物に施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル値が記載された縮尺100分の1以上の全ての立面を表示した立面図
15	条例第12条第3項第15号に掲げる行為	指定区域内への立入り許可申請書	第1号の22	行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図
16	条例第12条第3項第16号に掲げる行為	車馬の使用等許可申請書	第1号の	1 行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又

	る行為		23	<p>は案内図</p> <p>2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真</p> <p>3 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図及び立面図</p>
--	-----	--	----	--

全部改正〔平成23年規則41号〕、一部改正〔令和元年規則3号〕

別表第1の2（第14条の2関係）

1 工作物の新築、改築又は増築（条例第12条第3項第1号に掲げる行為）に係る許可の基準

項	区分	基準
1	<p>仮設の建築物（土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、建築設備（当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。）を含む。）の新築、改築又は増築（既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築又は増築（以下「既存建築物の改</p>	<p>（1） 設置期間が3年を超えず、かつ、当該建築物の構造が容易に移転し又は除却することができるものであること。</p> <p>（2） 次に掲げる地域（以下「第一種特別地域等」という。）内で行われるものでないこと。</p> <p>ア 第一種特別地域</p> <p>イ 第二種特別地域又は第三種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について文化財保護法（昭和25年法律第240号）第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定（以下「史跡名勝天然記念物の指定等」という。）がされていること又は学術調査の結果等により、第一種特別地域に準ずる取扱が現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。以下同じ。）であるもの</p> <p>（ア） 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域</p> <p>（イ） 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域</p> <p>（ウ） 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域</p> <p>（エ） 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域</p> <p>（3） 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。</p> <p>（4） 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>（5） 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p> <p>（6） 当該建築物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該建築物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。</p>

	<p>築等」という。)であつて(1)、(5)及び(6)に掲げる基準に適合するものを除く。)</p>	
2	<p>申請に係る自然公園の区域内において公園事業若しくは農林漁業に従事する者、昭和54年7月26日(同日後に申請に係る場所が特別地域に指定された場合にあつては、当該指定の日。以下「基準日」という。)において申請に係る場所に現に居住していた者その他申請に係る場所に居住することが必要と認められる者の住宅若しくは住宅部分を含む建築物(基準日以後にその造成に係る行為について条例第12条第3項の規定による許可の申請をした分譲地等(第4項に規定する分譲地等をいう。)内に設けられるものを除く。)の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築(前項の規定の適用を受けるもの及び既存建築物の改築等であつて前項(5)に掲げる基準に適合するものを除く。)</p>	<p>(1) 第一種特別地域等内で行われるものでないこと。 (2) 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。 (3) 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。 (4) 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 (5) 当該建築物の高さ(避雷針及び煙突を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。以下この項、第4項及び第6項において同じ。)が13メートル(その高さが現に13メートルを超える建築物の増築及び改築の場合は、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。</p>
3	<p>農林漁業を営むために必要な建築物の新築、改築又は増築(前2項の適用を受けるもの及び既存建築物の改築等であつて、</p>	<p>(1) 第一種特別地域等内で行われるものでないこと。 (2) 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。 (3) 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。 (4) 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその</p>

第1項(5)に掲げる基準に適合するものを除く。)

周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

集合別荘(同一棟内に独立して別荘(分譲ホテルを含む。)の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。)、集合住宅(同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。)若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が2棟以上設けられる予定である一連の土地(以下「分譲地等」という。)内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築(前3項又は次項の規定の適用を受けるもの及び既存建築物の改築等であつて、第1項(5)に掲げる基準に適合するものを除く。)

- (1) 第一種特別地域等内で行われるものでないこと。
- (2) 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
- (3) 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
- (4) 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
- (5) 保存緑地(第9項(9)及び(10)に規定する保存緑地をいう。以下この項において同じ。)において行われるものでないこと。
- (6) 分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物が2階建て以下であり、かつ、その高さが10メートル(その高さが現に10メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。
- (7) 分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物の高さが13メートル(その高さが現に13メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。
- (8) 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、その敷地面積(当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積。以下同じ。)が1,000平方メートル以上であること。
- (9) 集合別荘又は集合住宅の新築、改築又は増築にあつては、敷地面積を戸数で除した面積が250平方メートル以上であること。
- (10) 総建築面積(同一敷地内にある全ての建築物の建築面積(建築物の地上部分の水平投影面積をいう。(15)及び第6項(8)において同じ。)の和をいう。第6項(10)において同じ。)の敷地面積に対する割合及び総延べ面積(同一敷地内にある全ての建築物の延べ面積の和をいう。以下同じ。)の敷地面積に対する割合が、次の表の左欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び右欄に掲げるとおりであること。

第二種特別地域	20パーセント以下	40パーセント以下
第三種特別地域	20パーセント以下	60パーセント以下

- (11) 当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30パーセントを超えないものであること。
- (12) (11)に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、低木林地、採草放牧地又は高木の生育が困難な地域(以下「自然草地等」という。)でないこと。

4

		<p>(13) 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路（以下「公園事業道路等」という。）の路肩から20メートル以上、それ以外の道路の路肩から5メートル以上離れていること。</p> <p>(14) 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5メートル以上離れていること。</p> <p>(15) 当該建築物の建築面積が2,000平方メートル以下であること。</p>												
5	<p>基準日前にその造成に係る行為について条例第12条第3項の規定による許可の申請をし、若しくは基準日前にその造成に係る行為を完了し、若しくは基準日以後にその造成に係る行為について同条第5項の規定による届出をした分譲地等内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（第1項から第3項までの規定の適用を受けるもの及び既存建築物の改築等であつて、第1項(5)に掲げる基準に適合するものを除く。）</p>	<p>(1) 第一種特別地域等内で行われるものでないこと。</p> <p>(2) 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。</p> <p>(3) 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>(4) 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p> <p>(5) 保存緑地において行われるものでないこと。</p> <p>(6) 分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物が2階建て以下であり、かつ、その高さが10メートル（その高さが現に10メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。</p> <p>(7) 当該建築物の建築面積（建築基準法施行令第2条第1項第2号に掲げる建築面積をいう。（8）において同じ。）が2,000平方メートル以下であること。</p> <p>(8) 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積（同一敷地内にある全ての建築物の建築面積の和をいう。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、次の表の左欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び右欄に掲げるとおりであること。</p> <table border="1" data-bbox="624 1473 1393 1955"> <tr> <td>第二種特別地域内における敷地面積が500平方メートル未満</td> <td>10パーセント以下</td> <td>20パーセント以下</td> </tr> <tr> <td>第二種特別地域内における敷地面積が500平方メートル以上1,000平方メートル未満</td> <td>15パーセント以下</td> <td>30パーセント以下</td> </tr> <tr> <td>第二種特別地域内における敷地面積が1,000平方メートル以上</td> <td>20パーセント以下</td> <td>40パーセント以下</td> </tr> <tr> <td>第三種特別地域</td> <td>20パーセント以下</td> <td>60パーセント以下</td> </tr> </table>	第二種特別地域内における敷地面積が500平方メートル未満	10パーセント以下	20パーセント以下	第二種特別地域内における敷地面積が500平方メートル以上1,000平方メートル未満	15パーセント以下	30パーセント以下	第二種特別地域内における敷地面積が1,000平方メートル以上	20パーセント以下	40パーセント以下	第三種特別地域	20パーセント以下	60パーセント以下
第二種特別地域内における敷地面積が500平方メートル未満	10パーセント以下	20パーセント以下												
第二種特別地域内における敷地面積が500平方メートル以上1,000平方メートル未満	15パーセント以下	30パーセント以下												
第二種特別地域内における敷地面積が1,000平方メートル以上	20パーセント以下	40パーセント以下												
第三種特別地域	20パーセント以下	60パーセント以下												
	<p>前各項の規定の適用を受ける建築物の新</p>	<p>(1) 第一種特別地域等内で行われるものでないこと。</p> <p>(2) 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著し</p>												

築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築（既存建築物の改築等であつて、第1項(5)に掲げる基準に適合するものを除く。）

- い妨げにならないものであること。
- (3) 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
- (4) 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
- (5) 当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30パーセントを超えないものであること。
- (6) 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20メートル以上、それ以外の道路の路肩から5メートル以上離れていること。
- (7) 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5メートル以上離れていること。
- (8) 当該建築物の建築面積が2,000平方メートル以下であること。
- (9) 当該建築物の高さが13メートル（その高さが現に13メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。
- (10) 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、次の表の左欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりであること。

第二種特別地域内における敷地面積が500平方メートル未満	10パーセント以下	20パーセント以下
第二種特別地域内における敷地面積が500平方メートル以上1,000平方メートル未満	15パーセント以下	30パーセント以下
第二種特別地域内における敷地面積が1,000平方メートル以上	20パーセント以下	40パーセント以下
第三種特別地域	20パーセント以下	60パーセント以下

車道（分譲地等の造成を目的としたものを除く。）の新築

- (1) 当該行為により生じた残土を特別地域内において処理するものでないこと。ただし、特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第二種特別地域又は第三種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合にあつては、この限りでない。
- (2) 当該車道が次のいずれかに該当すること。ただし、専ら自転車の通行の用に供される道路の新築にあつては、この限りでない。
- ア 農林漁業、鉱業又は採石業の用に供される車道であつて、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの
- イ 地域住民の日常生活の用に供される車道
- ウ 公益上必要であり、かつ、当該車道を設けること以外

7		<p>にその目的を達成することが困難であると認められる 車道</p> <p>エ 条例の規定に適合する行為の行われる場所に到達するために設けられる車道であつて、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの</p> <p>オ 条例の規定に適合する行為により設けられた工作物又は造成された土地を利用するために必要と認められる車道</p> <p>(3) 盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分に講じられるものであること。</p> <p>(4) のり面が、交通安全上又は防災上必要やむを得ない場合を除き、緑化されることとなつているものであつて、その緑化の方法が郷土種を用いる等行為の場所及びその周辺の状況に照らして妥当であると認められるものであること。ただし、のり面が硬岩である場合その他の緑化が困難であると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 線形を地形に順応させること又は橋りょう、栈道、ずい道等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮されたものであること。</p> <p>(6) 擁壁その他附帯工作物の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p>
8	<p>車道（分譲地等の造成を目的としたものを除く。）の改築又は増築</p>	<p>(1) 当該行為により生じた残土を特別地域内において処理するものでないこと。ただし、特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第二種特別地域又は第三種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(2) 盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分に講じられるものであること。</p> <p>(3) のり面が、交通安全上又は防災上必要やむを得ない場合を除き、緑化されることになつているものであつて、その緑化の方法が郷土種を用いる等行為の場所及びその周辺の状況に照らして妥当であると認められるものであること。ただし、のり面が硬岩である場合その他の緑化が困難であると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 線形を地形に順応させること又は橋りょう、栈道、ずい道等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮されたものであること。</p> <p>(5) 擁壁その他附帯工作物の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p>
	<p>分譲地等の造成を目的とした道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築</p>	<p>(1) 当該行為により生じた残土を特別地域内において処理するものでないこと。ただし、特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第二種特別地域又は第三種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(2) 盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分に講じられるものであること。</p>

- (3) のり面が、交通安全上又は防災上必要やむを得ない場合を除き、緑化されることとなつていものであるものであつて、その緑化の方法が郷土種を用いる等行為の場所及びその周辺の状況に照らして妥当であると認められるものであること。ただし、のり面が硬岩である場合その他の緑化が困難であると認められる場合は、この限りでない。
- (4) 線形を地形に順応させること又は橋りょう、栈道、ずい道等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮されたものであること。
- (5) 擁壁その他附帯工作物の色彩及び形態が周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
- (6) 第一種特別地域等又は自然草地等内において行われるものでないこと。
- (7) 道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築に関連する分譲地等（以下「関連分譲地等」という。）の造成が第一種特別地域等又は自然草地等内において行われるものでないこと。
- (8) 関連分譲地等の造成の計画（以下「造成計画」という。）において、一分譲区画の面積（当該分譲区画内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積）がすべて1,000平方メートル以上とされていること。
- (9) 造成計画において、勾配が30パーセントを超える土地及び公園事業道路等の路肩から20メートル以内の土地を全て保存緑地とすることとされていること。
- (10) 造成計画において、(9)に規定する保存緑地以外に関連分譲地等の全面積の10パーセント以上の面積の土地を保存緑地とすることとされていること。
- (11) 造成計画において保存緑地とされた土地において新築を行うものでないこと。
- (12) 関連分譲地等が次に掲げる基準に適合する方法で売買されるものであること。
 ア 分譲区画とされるべき土地及び保存緑地とされるべき土地の区分を購入者に図面をもつて明示すること。
 イ 購入後において一分譲区画を保存緑地となる部分を除いた面積が1,000平方メートル未満になるように分割してはならない旨及びそのように分割した場合には当該分割後の土地における建築物の新築、改築又は増築については条例第12条第3項の規定による許可を受けられる見込みがない旨を分譲区画の購入者に書面をもつて通知すること。
- (13) 造成計画において、下水処理施設、ごみ処理施設等環境衛生施設が整備される等分譲地等の造成がその周辺の風致又は景観の維持に支障を及ぼすことがないよう十分配慮されていること。
- (14) 関連分譲地等の全面積が20ヘクタール以下であること。

屋外運動施設の新築、改築又は増築

- (1) 当該屋外運動施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。

1 0		<p>(2) 当該屋外運動施設が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>(3) 第一種特別地域等又は自然草地等内において行われるものでないこと。</p> <p>(4) 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。</p> <p>(5) 総施設面積（同一敷地内にある全ての工作物（屋外運動施設のほか、建築物、駐車場、道路等を含む。）の地上部分の水平投影面積の和をいう。）の敷地面積に対する割合が、第二種特別地域に係るものにあつては40パーセント以下、第三種特別地域に係るものにあつては60パーセント以下であること。</p> <p>(6) 当該屋外運動施設の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が10パーセントを超えないものであること。</p> <p>(7) 当該屋外運動施設の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20メートル以上、それ以外の道路の路肩から5メートル以上離れていること。</p> <p>(8) 当該屋外運動施設の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5メートル以上離れていること。</p> <p>(9) 同一敷地内の屋外運動施設の地上部分の水平投影面積の和が2,000平方メートル以下であること。</p> <p>(10) 当該屋外運動施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。</p> <p>(11) 当該行為による土砂の流出のおそれがないこと。</p> <p>(12) 支障木の伐採が僅少であること。</p> <p>(13) 当該屋外運動施設の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p>
1 1	<p>風力発電施設の新築、改築又は増築(学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる風力発電施設の新築、改築又は増築であつて(4)から(8)までに掲げる基準に適合するものを除く。)</p>	<p>(1) 第一種特別地域等内で行われるものでないこと。</p> <p>(2) 当該風力発電施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。</p> <p>(3) 当該風力発電施設が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>(4) 当該風力発電施設の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p> <p>(5) 当該風力発電施設の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該風力発電施設を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。</p> <p>(6) 当該風力発電施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。</p> <p>(7) 支障木の伐採が僅少であること。</p> <p>(8) 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。</p>
	<p>太陽光発電施設の新築、改築又は増築で</p>	<p>(1) 当該太陽光発電施設の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</p>

あつて、土地に定着
させるもの

1
2

- (2) 当該太陽光発電施設の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該太陽光発電施設を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
- (3) 当該太陽光発電施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。
- (4) 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (5) 第一種特別地域等内で行われるものでないこと。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が2,000平方メートル以下であつて、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。
- (6) 当該太陽光発電施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。ただし、(5)ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。
- (7) 当該太陽光発電施設が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。ただし、(5)ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。
- (8) 当該太陽光発電施設の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30パーセントを超えないものであること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が2,000平方メートル以下であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。
 - ア 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。
 - イ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。
 - ウ 農林漁業に付随して行われるものであること。
- (9) 当該太陽光発電施設の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20メートル以上、それ以外の道路の路肩から5メートル以上離れていること。ただし、(8)ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。
- (10) 当該太陽光発電施設の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5メートル以上離れていること。ただし、(8)ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。
- (11) 支障木の伐採が僅少であること。ただし、(8)ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。
- (12) 自然草地等内において行われるものでないこと。ただし、(8)ただし書に規定する行為に該当するものについて

		<p>は、この限りでない。</p> <p>(13) 当該行為による土砂及び汚濁水の流出のおそれがないこと。</p>
1 3	<p>前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の仮設の工作物の新築、改築又は増築</p>	<p>(1) 設置期間が3年を超えず、かつ、当該工作物の構造が容易に移転し又は除却することができるものであること。</p> <p>(2) 当該工作物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該工作物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。</p> <p>(3) 第一種特別地域等内で行われるものでないこと。ただし、次に掲げる行為のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</p> <p>ア 地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築</p> <p>イ 既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）</p> <p>ウ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達することができないと認められる工作物の新築、改築又は増築</p> <p>(4) 当該工作物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。ただし、(3)ア、イ又はウに掲げる行為のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</p> <p>(5) 当該工作物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。ただし、(3)ア、イ又はウに掲げる行為のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</p> <p>(6) 当該工作物の外部の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。ただし、特殊な用途の工作物については、この限りでない。</p>
	<p>前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の工作物の新築、改築又は増築</p>	<p>(1) 第一種特別地域等内で行われるものでないこと。ただし、次に掲げる行為のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</p> <p>ア 地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築</p> <p>イ 既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）</p> <p>ウ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる工作物の新築、改築又は増築</p> <p>(2) 当該工作物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。ただし、(1)ア、イ又はウに掲げる行為のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</p>

1 4	<p>(3) 当該工作物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。ただし、(1)ア、イ又はウに掲げる行為のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</p> <p>(4) 当該工作物の外部の色彩又は形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。ただし、特殊な用途の工作物については、この限りでない。</p> <p>(5) 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。</p> <p>ア 当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から20メートル以上離れていること。</p> <p>イ 学術研究その他公益上必要と認められること。</p> <p>ウ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。</p> <p>エ 農林漁業に付随して行われるものであること。</p> <p>オ 既に建築物の設けられている敷地内において行われるものであること。</p> <p>カ 地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築であること。</p> <p>キ 既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）であること。</p>
--------	---

2 木竹の伐採（条例第12条第3項第2号に掲げる行為）に係る許可の基準

次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 第一種特別地域内において行われるもので、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 単木択伐法によるものであること。
- イ 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が当該区分の現在蓄積の10パーセント以下であること。
- ウ 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢に10年を加えたもの以上であること。ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。
- (2) 第二種特別地域内において行われるもので、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
- ア 択伐法によるものにあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。
- (ア) 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあつては当該区分の現在蓄積の30パーセント以下、薪炭林にあつては当該区分の現在蓄積の60パーセント以下であること。
- (イ) 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢以上であること。ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。
- (ウ) 公園事業に係る施設（第1条第7号、第10号及び第11号に掲げるものを除く。）及び集団施設地区（以下「利用施設等」という。）の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われる場合にあつては、単木択伐法によるものであること。
- イ 皆伐法によるものにあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。
- (ア) 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢以上であること。ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。
- (イ) 1伐区の面積が2ヘクタール以内であること。ただし、当該伐採後に当該伐区内に残される立木の樹冠の水平投影面積の総和を当該伐区的面積で除した値が10分の3を超える

場合又は当該伐区が利用施設等その他の主要な公園利用地点から望見されない場合は、この限りでない。

(ウ) 当該伐区が、皆伐法による伐採が行われた後、更新して5年を経過していない伐区に隣接していないこと。

(エ) 利用施設等の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われるものでないこと。

(3) 第三種特別地域内において行われるものであること。

(4) 学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除、防災若しくは風致の維持その他森林の管理のために行われるもの又は測量のために行われるものであること。

3 木竹の損傷（条例第12条第3項第3号に掲げる行為）に係る許可の基準

(1) 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

(2) 当該損傷の対象となる木竹の生育に支障を及ぼすおそれがないものであること。

4 鉱物の掘採等（条例第12条第3項第4号に掲げる行為）に係る許可の基準

1	露天掘りでない方法によるもの	<p>(1) 坑口又は掘削口が第一種特別地域等内に設けられるものでないこと。ただし、次に掲げる基準のいずれかに適合するものについては、この限りでない。</p> <p>ア 既存の泉源、水源等の掘替えのために行われるものであること。</p> <p>イ 農林漁業の用に供するために慣行的に行われるものであること。</p> <p>ウ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。</p>
	露天掘りによるもの	<p>次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 条例第12条第3項の規定による許可を受け、又は条例第12条第5項の規定による届出をして現に露天掘りによる鉱物の掘採又は土石の採取を行っている者がその掘採又は採取を行っている土地に隣接した土地において生業の維持のために行うもの（(2)又は(4)の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 第一種特別地域等内で行われるものでないこと。</p> <p>イ 自然的、社会経済的条件に鑑み、掘採又は採取の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。</p> <p>ウ 当該掘採又は採取の方法が著しい自然の改変を伴うものでないこと。</p> <p>エ 当該掘採又は採取に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。</p> <p>(2) 河川に堆積した砂利を採取するものであつて採取の場所が採取前の状態に復することが確実であると認められるものにあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 第一種特別地域等内で行われるものでないこと。</p> <p>イ 当該採取が河川の水を汚濁する方法で行われるものでないこと。</p>

2	<p>(3) 第三種特別地域(植生の復元が困難な地域等を除く。)内において行われるもの((1)、(2)又は(4)の規定の適用を受けるものを除く。)にあつては、現在の地形を大幅に改変するものでないこと。</p> <p>(4) 既に鉱業権が設定されている区域内における鉱物の掘採にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 第一種特別地域等内で行われるものでないこと。</p> <p>イ 露天掘りでない方法によることが著しく困難であると認められるものであること。</p> <p>ウ 平成14年4月1日以後に鉱業権が設定された区域内において行われるものにあつては、主要な利用施設等の周辺で行われるものでないこと。</p> <p>(5) (1)から(4)までの規定の適用を受ける行為以外の行為にあつては、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。</p> <p>ア 既存の泉源、水源等の掘替えのために行われるものであること。</p> <p>イ 農林漁業の用に供するために慣行的に行われるものであること。</p> <p>ウ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。</p>
---	--

5 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること(条例第12条第3項第5号に掲げる行為)に係る許可の基準

- (1) 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
- ア 学術研究その他公益上必要と認められること。
- イ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。
- ウ 農業又は漁業に付随して行われるものであること。
- (2) 水位の変動についての計画が明らかなものであつて、野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

6 広告物その他これに類する物の掲出等(条例第12条第3項第6号に掲げる行為)に係る許可の基準

次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 所在地、名称、商標、営業内容その他の事業のために必要である事項を明らかにするために行われるもの又は土地、立木等の権利関係を明らかにするために行われるものにあつては、当該広告物等(広告物その他これに類する物又は広告その他これに類する物をいう。以下同じ。)が次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 店舗、事務所、営業所その他の事業所の敷地内若しくは事業を行つている場所において掲出され、若しくは設置され、又は表示されるものであること。
- イ 表示面の面積が5平方メートル以下であり、かつ、同一敷地内又は同一場所内における表示面の面積の合計が10平方メートル以下のものであること。
- ウ 広告物等を設置する場合にあつてはその高さが5メートル、広告物等を掲出し、又は表示する場合にあつてはその表示面の高さが5メートル(工作物に掲出し、又は表示するものにあつては、当該工作物の高さ)以下のものであること。
- エ 光源を用いる広告物等にあつては、光源(光源を内蔵する物にあつては、表示面)が白色系のものであること。
- オ 動光又は光の点滅を伴うものでないこと。
- カ 色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

- (2) 店舗、事務所、営業所、住宅、別荘、保養所その他の建築物又は事業を行つている場所へ誘導するために行われるものにあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 光源を用いる広告物等にあつては、光源（光源を内蔵する物にあつては、表示面）が白色系のものであること。
 - イ 動光又は光の点滅を伴うものでないこと。
 - ウ 色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
 - エ 設置の目的及び地理的条件に照らして必要と認められること。
 - オ 広告物等の個々の表示面の面積が1平方メートル以下であること。
 - カ 複数の内容を表示する広告物等にあつては、その表示面の面積の合計が10平方メートル以下であること。
 - キ 広告物等を設置する場合にあつてはその高さが5メートル、広告物等を掲出し、又は表示する場合にあつてはその表示面の高さが5メートル以下のものであること。
 - ク 既に複数の広告物等が掲出され、若しくは設置され、又は表示されている地域において行われているものにあつては、当該行為に伴う広告物等の集中により周辺の風致又は景観との調和を著しく乱すものでないこと。
- (3) 指導標、案内板その他の当該地の地理若しくは自然を案内し若しくは解説するもの又は当該地と密接な関係を持つ歴史上の事件若しくは文学作品等について当該地とのかかわりを紹介するために行われるものにあつては、次の基準に適合するものであること。
- ア 光源を用いる広告物等にあつては、光源（光源を内蔵する物にあつては、表示面）が白色系のものであること。
 - イ 動光又は光の点滅を伴うものでないこと。
 - ウ 色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
 - エ 広告物等を設置する場合にあつてはその高さが5メートル、広告物等を掲出し、又は表示する場合にあつてはその表示面の高さが5メートル以下のものであること。
 - オ 表示面の面積が5平方メートル（複数の内容を表示する広告物等にあつては、10平方メートル）以下であること。
 - カ 設置者名の表示面積が300平方センチメートル以下であること。
 - キ 一の広告物等に設置者名が重複して表示されるものでないこと。
- (4) 広告物等としての機能を有するベンチ、くず箱等の簡易な物を設置するものにあつては、次の基準に適合するものであること。
- ア 色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
 - イ 一の広告物等に設置者名が重複して表示されるものでないこと。
 - ウ 表示面積が300平方センチメートル以下であること。
 - エ 商品名の表示がないものであること。
 - オ 設置者の営業内容の宣伝の文言を用いるものでないこと。
- (5) (1)から(4)までの規定の適用を受ける行為以外の行為にあつては、救急病院、警察等特殊な用途の施設を示すために行われるもの、地域の年中行事等として一時的に行われるもの、地域住民に一定事項を知らしめるためのものであつて地方公共団体その他の公共的団体により行われるもの、社寺境内地等において祭典、法要その他の臨時の行事に関して行われるもの又は保安の目的で行われるものであること。
- 7 屋外における土石その他の知事が指定する物の集積又は貯蔵（条例第12条第3項第7号に掲げる行為。ただし、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの若しくは農林漁業に付随して行われるものであつて(5)から(9)までに適合するもの又は公益上必要であつて(3)及び(5)から(9)までに適合するものを除く。）に係る許可の基準
- (1) 第一種特別地域等又は自然草地等内において行われるものでないこと。
 - (2) 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）を集積し、又は貯蔵するものでないこと。
 - (3) 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
 - (4) 自然的、社会経済的条件に鑑み、集積又は貯蔵の期間及び規模が必要最小限と認められる

ものであること。

- (5) 集積し、又は貯蔵する物が樹木その他の遮蔽物により利用施設等その他の主要な公園利用地点から明瞭に望見されるものでないこと。
 - (6) 集積し、又は貯蔵する高さが10メートルを超えるものでないこと。
 - (7) 集積し、又は貯蔵する土地の外周線が、公園事業道路等の路肩から20メートル以上、それ以外の道路の路肩から5メートル以上離れていること。
 - (8) 集積し、又は貯蔵する土地の外周線が敷地境界線から5メートル以上離れていること。
 - (9) 集積し、又は貯蔵する物が崩壊し、飛散し、及び流出するおそれがないこと。
 - (10) 支障木の伐採が僅少であること。
 - (11) 集積又は貯蔵に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適正に行うこととされているものであること。
- 8 水面の埋立て又は干拓（条例第12条第3項第8号に掲げる行為）に係る許可の基準
- (1) 次に掲げる地域内において行われるものでないこと。ただし、当該行為が学術研究上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものについては、この限りでない。
 - ア 第一種特別地域又はその地先水面
 - イ 次に掲げる地域であつて、その全部又は一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により、第一種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるもの
 - (ア) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な水辺地又は水面
 - (イ) 優れた風致若しくは景観を有する自然湖岸その他の水辺地又はこれらの地先水面
 - (2) 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
 - ア 学術研究その他公益上必要と認められること。
 - イ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。
 - ウ 農業又は漁業に附随して行われるものであること。
 - エ 既存の埋立地又は干拓地の地先において行われるものであること。
 - (3) 当該行為又はこれに関連する行為が当該行為の場所に隣接する水辺地又は水面の風致又は景観の維持に及ぼす支障の程度が軽微であること。ただし、既存の埋立地又は干拓地の地先において行われるものにあつては、この限りでない。
 - (4) 廃棄物の埋立てによるものでないこと。
- 9 土地の開墾その他土地の形状変更（条例第12条第3項第9号に掲げる行為）に係る許可の基準
- (1) 第一種特別地域等内で行われるものでないこと。ただし、当該行為が学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるもの又は現に農業の用に供されている農地内において行われる客土その他の農地改良のための行為については、この限りでない。
 - (2) 集団的に建築物その他の工作物を設置する敷地を造成するために行われるものでないこと。
 - (3) 土地を階段状に造成するものでないこと。ただし、農林漁業を営むために必要と認められるものについては、この限りでない。
 - (4) ゴルフ場の造成のために行われるものでないこと。ただし、既存のゴルフコースの改築のために行われるものについては、この限りでない。
 - (5) 廃棄物の埋立てによるものでないこと。ただし、既に土石の採取等によりその形状が変更された土地において廃棄物を埋め立てる場合であつて、埋立て及びこれに関連する行為により風致の維持に新たに支障を及ぼすことがなく、埋立て及びこれに際して行われる修景等の措置により従前より好ましい風致を形成することとなるときは、この限りでない。
 - (6) 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。ただし、農林漁業を営むために必要と認められるものについては、この限りでない。
 - (7) 開墾し、又は形状を変更する土地の範囲が必要最小限と認められるものであること。
 - (8) 当該行為による土砂の流出のおそれがないものであること。
- 10 高山植物その他の植物で知事が指定するものの採取等（条例第12条第3項第10号に掲げる行為）

に係る許可の基準

- (1) 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
- (2) 採取し、又は損傷しようとする植物が申請に係る特別地域において絶滅のおそれがないものであること。ただし、当該植物の保護増殖を目的とし、かつ、当該特別地域における当該植物の保存に資する場合は、この限りでない。

- 11 当該特別地域が本来の生育地でない植物で、当該特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものの植栽等（条例第12条第3項第11号に掲げる行為）に係る許可の基準

- (1) 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
- (2) 災害復旧のために行われるものであること。

- 12 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するものの捕獲等（条例第12条第3項第12号に掲げる行為）に係る許可の基準

- (1) 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
- (2) 捕獲し、若しくは殺傷しようとする指定動物又は採取し、若しくは損傷しようとする卵に係る指定動物が申請に係る特別地域において絶滅のおそれがないものであること。ただし、当該動物の保護増殖を目的とし、かつ、当該特別地域における当該動物の保存に資する場合は、この限りでない。

- 13 当該特別地域が本来の生息地でない動物で、当該特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものの放出等（条例第12条第3項第13号に掲げる行為）に係る許可の基準

- (1) 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
- (2) 知事が指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧にあつては、当該行為が反復継続して行われるものでないこと。

- 14 屋根、塀等の色彩の変更（条例第12条第3項第14号に掲げる行為）に係る許可の基準

その周辺の風致又は景観と著しく不調和である色彩に変更するものでないこと。ただし、特殊な用途の物の色彩の変更については、この限りでない。

- 15 湿原その他知事が指定する区域内への立入り（条例第12条第3項第15号に掲げる行為）に係る許可の基準

次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであつて、次のいずれかに適合するものであること。
 - ア 学術研究その他公益上必要であると認められるものであること。
 - イ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上支障を及ぼすおそれのないものであること。

- (2) 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。

- 16 知事が指定する区域内における車馬の使用等（条例第12条第3項第16号に掲げる行為）に係る許可の基準

次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであつて、次のいずれかに適合するものであること。
 - ア 学術研究その他公益上必要であると認められるものであること。
 - イ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上支障を及ぼすおそれのないものであること。

- (2) 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。

追加〔平成15年規則20号〕、一部改正〔平成17年規則57号・168号・20年44号・23年41号・28年38号〕

別表第2（第16条関係）

番号	届出の種類	届出書の名称	様式	添付図面等
1	条例第12条第5項の届出	行為の着手済届出書	第2号の1	着手している行為ごとに別表第1の添付図面等の欄に掲げる添付図面等
2	条例第12条第6項の届出	非常災害の応急措置届出書	第2号の2	行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図又は案内図及び行為地の天然色写真
3	条例第12条第7項の届出	木竹の植栽届出書	第2号の3	同上
4		家畜の放牧届出書	第2号の4	同上

一部改正〔昭和54年規則30号・平成15年20号〕

別表第3（第17条関係）

番号	届出を要する行為の種類	届出書の名称	様式	添付図面等
1	条例第14条第1項第1号に掲げる行為	工作物の新（改・増）築届出書	第3号の1	別表第1の1の添付図面等の欄に掲げる添付図面等
2	条例第14条第1項第2号に掲げる行為	水位（水量）の増減行為届出書	第3号の2	別表第1の5の添付図面等の欄に掲げる添付図面等
3	条例第14条第1項第3号に掲げる行為	広告物の設置等届出書	第3号の3	別表第1の6の添付図面等の欄に掲げる添付図面等
4	条例第14条第1項第4号に掲げる行為	水面の埋立て（干拓）届出書	第3号の4	別表第1の8の添付図面等の欄に掲げる添付図面等
5	条例第14条第1項第5号に掲げる行為	鉤物の掘採（土石の採取）届出書	第3号の5	別表第1の4の添付図面等の欄に掲げる添付図面等
6	条例第14条第1項第6号に掲げる行為	土地の形状変更届出書	第3号の6	別表第1の8の添付図面等の欄に掲げる添付図面等

一部改正〔昭和54年規則30号・平成15年20号・23年41号〕

様式第1号

（第4条関係）

追加〔平成23年規則41号〕、一部改正〔令和元年規則21号〕

様式第1号の2

（第6条関係）

追加〔平成23年規則41号〕、一部改正〔令和元年規則21号〕

様式第1号の3

（第7条関係）

追加〔平成23年規則41号〕

- 様式第1号の4
(第8条関係)
追加〔平成23年規則41号〕
- 様式第1号の5
(第8条関係)
追加〔平成23年規則41号〕
- 様式第1号の6
(第9条関係)
追加〔平成23年規則41号〕
- 様式第1号の7
(第10条関係)
追加〔平成23年規則41号〕
- 様式第1号の8
(第14条関係)
全部改正〔平成20年規則44号〕、一部改正〔平成20年規則78号・23年41号〕
- 様式第1号の9
(第14条関係)
一部改正〔昭和54年規則30号・62年7号・平成8年21号・15年20号・20年44号・78号・23年41号〕
- 様式第1号の10
(第14条関係)
追加〔平成23年規則41号〕
- 様式第1号の11
(第14条関係)
一部改正〔昭和54年規則30号・62年7号・平成8年21号・15年20号・20年44号・78号・23年41号〕
- 様式第1号の12
(第14条関係)
一部改正〔昭和54年規則30号・62年7号・平成8年21号・15年20号・20年44号・78号・23年41号〕
- 様式第1号の13
(第14条関係)
一部改正〔昭和54年規則30号・62年7号・平成8年21号・15年20号・20年44号・78号・23年41号〕
- 様式第1号の14
(第14条関係)
追加〔平成15年規則20号〕、一部改正〔平成20年規則44号・78号・23年41号〕
- 様式第1号の15
(第14条関係)
一部改正〔昭和54年規則30号・62年7号・平成8年21号・15年20号・20年44号・78号・23年41号〕
- 様式第1号の16
(第14条関係)
一部改正〔昭和54年規則30号・62年7号・平成8年21号・15年20号・20年44号・78号・23年41号〕
- 様式第1号の17
(第14条関係)
一部改正〔昭和54年規則30号・62年7号・平成8年21号・15年20号・20年44号・78号・23年41号〕
- 様式第1号の18

(第14条関係)
追加〔平成23年規則41号〕
様式第1号の19
(第14条関係)
追加〔平成15年規則20号〕、一部改正〔平成20年規則44号・78号・23年41号〕
様式第1号の20
(第14条関係)
追加〔平成23年規則41号〕
様式第1号の21
(第14条関係)
全部改正〔平成20年規則44号〕、一部改正〔平成20年規則78号・23年41号〕
様式第1号の22
(第14条関係)
追加〔平成15年規則20号〕、一部改正〔平成20年規則44号・78号・23年41号〕
様式第1号の23
(第14条関係)
追加〔平成15年規則20号〕、一部改正〔平成20年規則44号・78号・23年41号〕
様式第2号の1
(第16条関係)
一部改正〔昭和54年規則30号・62年7号・平成8年21号・15年20号・20年44号・78号〕
様式第2号の2
(第16条関係)
一部改正〔昭和54年規則30号・62年7号・平成8年21号・15年20号・20年44号・78号〕
様式第2号の3
(第16条関係)
一部改正〔昭和54年規則30号・62年7号・平成8年21号・15年20号・20年44号・78号〕
様式第2号の4
(第16条関係)
一部改正〔昭和54年規則30号・62年7号・平成8年21号・15年20号・20年44号・78号〕
様式第3号の1
(第17条関係)
全部改正〔平成20年規則44号〕、一部改正〔平成20年規則78号〕
様式第3号の2
(第17条関係)
一部改正〔昭和54年規則30号・62年7号・平成8年21号・15年20号・20年44号・78号〕
様式第3号の3
(第17条関係)
一部改正〔昭和54年規則30号・62年7号・平成8年21号・15年20号・20年44号・78号〕
様式第3号の4
(第17条関係)
一部改正〔昭和54年規則30号・62年7号・平成8年21号・15年20号・20年44号・78号〕
様式第3号の5
(第17条関係)
一部改正〔昭和54年規則30号・62年7号・平成8年21号・15年20号・20年44号・78号〕
様式第3号の6
(第17条関係)
一部改正〔昭和54年規則30号・62年7号・平成8年21号・15年20号・20年44号・78号〕
様式第4号
(第24条関係)

別紙

埼玉県立自然公園条例（抄）

（報告徴収及び立入検査）

第8条の7 知事は、第8条第3項の認可を受けた者に対し、同条から前条までの規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員をして、その公園事業に係る施設に立ち入らせ、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（報告の徴収及び立入検査）

第16条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第12条第3項の規定による許可を受けた者又は第14条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第12条第3項、第14条第2項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員をして、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第12条第3項各号、若しくは第14条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。

4 第2項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 土地又は建物の所有者若しくは占有者は、正当な理由がない限り、第2項の規定による立入を拒み、又は妨げてはならない。

（利用のための規制）

第18条 自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

（1） 当該自然公園の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。

（2） 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方でも客引きをし、その他当該自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。

2 県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（実地調査）

第33条 知事は、自然公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員をして、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、柵等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 知事は、その職員をして前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。この条において以下同じ。）及び占有者並びに木竹又は垣、柵等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第1項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。

4 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、柵等の所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

（1） 第8条の7第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定によ

る立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(2)・(3) (略)

(4) 第16条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(5) 第16条第5項の規定に違反して、同条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(6) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第18条第1項第1号に掲げる行為をした者

(7) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第18条第2項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号に掲げる行為をした者

(8) 第33条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

一部改正〔昭和50年規則24号・54年30号・平成8年21号・15年20号・23年41号〕